

●第73回全国私立学校審議会連合会総会（報告）

10月16日から17日の2日間、香川県・JRホテルクレメント高松を会場として、全国私立学校審議会連合会第73回総会が、全国から約170名の参加者を得て開催された。1日目は、総会終了後に専門部会が開催され、第1専門部会（専修学校・各種学校関係）は、大平康喜部会長及び玉木美智子副部会長の進行、助言者に千葉茂全専各連副会長、平田眞一理事を迎え、各協議題について審議を行った。2日目は、講演後に総会が開催され、各専門部会の協議結果の報告等が行われた。

なお、第1専門部会の協議題と内容等は次のとおり。

第1専門部会（専修学校・各種学校関係）

1. 専修学校に対する留学生の受入割合等に係る指導方法について

議案提案県から提案理由について提案経緯が説明された後、意見交換が行われた。

専修学校の設置にあたり、留学生は総入学定員の2分の1以内とする文部科学省通知に対応し、総入学定員の2分の1を超えた学校においては留学生管理の徹底など指導を行っていることや都道府県と入国管理局との連携による指導について報告された。

留学生数が多い学校等を中心に学校調査を行い、状況把握に努めていることや不適切な点があると判断した場合には、口頭等での指導を行っていることが報告された。

専修学校の設置申請時に学校教育法124条の条文について説明を行い、留学生の受入れについて十分留意させたうえで申請手続きを行わせていることが報告された。

最近是非漢字圏からの留学生が多くなり、留学生管理の徹底が強く要望されていること、受入れ側である学校法人のモラル、質が求められているとの意見が出された。

法務省入国管理局では厳格な審査基準のもとで留学生に対する在籍管理が適正に行われていると認められている教育機関を認定校として取り扱っている。留学生管理の徹底については、都道府県と法務省入国管理局等との情報共有、連携が重要であるとの意見が出された。

2. 専修・各種学校の校地校舎の借用に係る審査基準について

議案提案県から提案理由について提案経緯が説明された後、意見交換が行われた。

現在専修・各種学校の校地校舎は原則自己所有とされているが、学校経営の安定性や継続性が担保される場合には、国、自治体、民間から借用されることも可能であることから、今後も都道府県において必要に応じて柔軟な運用をすべきという意見が出された。

学校経営の安定性、持続性の担保は全国一律に重視される点ではあるが、地方では廃校も多く地域の実情に即した対応が求められるという意見も出された。

各専門部会共通

1. 適正な法人運営に疑義のある法人への措置命令・解散命令について

議案提案県から提案理由について提案経緯が説明された後、意見交換が行われた。

適正な法人運営に疑義のある法人に対して、通常、口頭での指導、文書による報告、

現地調査・ヒアリング等を通して正常化を図っているなどの事例が報告され、このような指導等においても改善が図られず適正な教育活動が確保されない場合には、措置命令、解散命令等に至ることから、このような事例が発生する前に一定の休校・休眠状態にある学校及び設置者の法人に対して、学校の廃止及び学校法人の解散についての手続きを指導するべきである、との意見が出された。

2. 私立学校審議会及び議事録の公開・非公開について

議案提案県から提案理由について提案経緯が説明された後、意見交換が行われた。

審議会等での審議内容の公開・非公開については、原則公開とする一方で公開が適切ではない案件等については、公開内容により個人、団体等が不利益を被る可能性も排除できないことから、公開・非公開の判断基準については、都道府県が定める審議会運営規則や情報公開条例等に基づき判断している。また、会議の透明性、公平性を担保するため情報公開の重要性が問われる中であって、審議会等における議事録もHP等において原則として公開している。

都道府県ごとの判断基準で運用されていること、情報公開と個人情報保護の観点から審議内容等の公開・非公開については原則公開としつつも、審議内容ごとの個別対応でよいとする意見や情報が適切な形で開示されていれば問題はないのではないかといった意見も出された。

なお、今後判断基準の見直しを行う際には、本調査結果を参考意見として検討項目の一助にしてはどうかとする意見が出された。